

各位

佐渡市職員の懲戒処分等のお知らせ（プレスリリース）

日頃、佐渡市行政に多大なるご理解を賜り厚く御礼申し上げます。

地方公務員法29条の規定に基づき、本日付けで、下記のとおり職員の懲戒処分を行いましたのでお知らせします。

記

事案の概要	当該職員は、平成28年10月8日（土）午後4時20分頃、新潟県上越市のショッピングセンター内において、女性のスカート内を小型カメラを使用して撮影したとして新潟県迷惑行為等防止条例違反で検挙されました。 ※なお、本事案の発生から懲戒処分まで相当期間空いております。これは、本事案に係る事実関係や刑事責任の確定を懲戒処分にあたり確認する必要があったからであります。ご了承ください。	
被処分者所属および処分内容等	農林水産課職員（30歳代 主事 男性）	停職 6月（平成28年12月28日から）
特記事項	市長のコメント 職員一丸となり綱紀肅正に努めていたところですが、市職員による非違行為が生じたことを、市民の皆さまに改めて深くお詫び申し上げます。 市民の皆さまから真に信頼される佐渡市職員、佐渡市役所となるよう、職員一人一人に責任の重大さを自覚させ、緊張感をもち業務に臨むよう、強く指導してまいります。	
担当	総務課人事係 係長 柳澤正二	
連絡先	TEL 0259 - 63 - 3111 FAX 0259 - 63 - 3300	